

# 市報

# とおがまち

編集発行／十日町市役所(電話代7-3100)毎月10日／昭和32年3月6日第37号(郵便物認可(11部6月))



◎として保存してください◎

## 春を呼ぶ熱気

## 押し合いまつり

恒例の押し合いまつりは、3日夜7時から来迎寺境内で行われました。

サンヨサンヨのかけ声のなか、少年の部で幕をあけ、8時半頃に青年の部がはじまると、会場も熱気と興奮につつまれ、まつりも最高潮。

もみあう若者たちは、長かった冬を忘れ、訪れる春を喜び合っているようでした。

3/10  
March  
□257号□

# 58年度に処理開始を目標

## 公共下水道事業

十日町市の公共下水道事業は、昭和49年に下水道事業準備室を発足させて以来、4年の歳月が流れました。この間、51年には下水道課に改め事務体制を強化する中で、下水道管の埋設工事の着手、そしてこのほど十日町市下水道条例も施行されました。今月は、快適な生活環境づくりを目ざして進められている下水道事業を考えてみたいと思います。

下水道は、家庭などから出る汚水（水洗便所からのものも含む）、工場等から出る排水などを科学的に排除し処理するものです。現在、県下で公共下水道事業を進めているところは、新潟市、長岡市、見附市、燕市、新津市、十日町市、亀田町の八市町です。

下水道施設が完備されると、生活環境が整えられ、先進都市として十日町市は大きくクローアップされることとなります。しかし、現在の十日町市の生活環境はいかがでしょうか。新しく家を建てられる方は、ほとんどがし尿浄化槽を取り付け、近くの道路側溝や小河川に排除しています。

下水道は、家庭などから出る汚水（水洗便所からのものも含む）、工場等から出る排水などを科学的に排除し処理するものです。現在、県下で公共下水道事業を進めているところは、新潟市、長岡市、見附市、燕市、新津市、十日町市、亀田町の八市町です。

道路整備をはじめとして、下水道、下水道が整備されてこそ快適な生活環境といえるのではないのでしょうか。

### 財源は？

国・市・受益者の3者で負担

下水道は、国の施策でも生活環境整備としては最重要の仕事として進められています。しかし、下水道整備には長い年月と多額の費用が必要です。そこで国は、この事業を実施している市町村に対して、一定割合の補助金や地方交付税を交付し、財政的な援助をしてくれています。

### 国の長期計画の概要

国では、昭和五十一年度を初年度とする第四次下水道整備五ヵ年計画を策定しています。日本は、世界の先進国に比べて下水道の普及割合が非常に遅

## 主な下水道施設

### 排水設備

各家庭の台所、風呂、便所などから出される汚水を排除するために設ける設備で、取付マスまでの宅地内部分で、工事は自己負担となります。

### 取付マス

各家庭からの汚水や、工場、事業所から出る汚水などを、下水道管の本管に連絡する役目を持ち、維持管理に必要な施設として設置し、その位置は、原則として公道境界線に接した私有地とします。そして、原則として1戸に1個を市が工事設置します。

### 下水道管

ほとんどが公道の下に埋設され、管径250mm～1,500mmの管で、その大部分が円形の鉄筋コンクリート管を使用し、幹線と枝線に分れています。そして、地下1.5m～6mの所に埋設して、それぞれの取付マスで集まった汚水を自然流下によって終末処理場に導く役目をします。

### マンホール

下水道管の検査、掃除などの出入口の役目をし、管の起点、勾配、方向、管径が変わるところに必要であり、主に交差点やその中間に設置されます。

### 終末処理場

集められた汚水を、大きな水槽の中に入れ、バクテリアと呼ばれる好気性微生物によって、汚水中の汚濁物質（有機物）を分解して、公害のないきれいな水にして川に放流し、快適な生活環境を作ります。

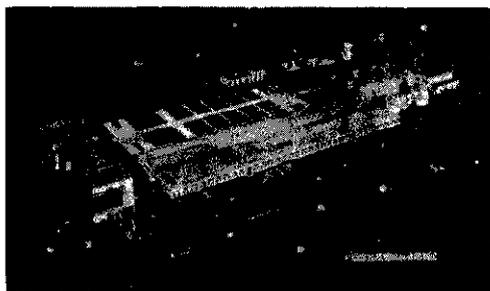
### 本市の計画の概要は？

## 58年度に処理開始を目標

十日町市は、これらの国の整備計画に合わせながら五ヵ年計画を策定し、三十四億八千万円を投資する計画となっています。これまで、実際管渠工事に着手したのは、昭和五十一年度からですが、進め方としては、終末処理場付近の幹線となる管渠を主体として、それに接続される枝線の管渠を埋設して行きます。

五十一年度は、駅前汚水幹線とこれに接続される枝線の埋設を一部終了しました。終末処理場の建設については、四十九年度から用地確保に全力を投入し、地権者並びに関係各位のご協力を得て、五十一年度に約五万平方メートルを買収することができました。

また、処理場の設計及び建設は、日本下水道事業団により現在実施設計が進められています。これらを含めた本市の第一期計画（五ヵ年計画を含む）は、総投資額約九十一億円となり、昭和五十八年度には、整備を開始する計画です。



終末処理場完成予想図

計画（五ヵ年計画を含む）は、総投資額約九十一億円となり、昭和五十八年度には、整備を開始する計画です。



## 下水道条例の概要

市では、下水道法、その他の法令で定められているもののほか、必要な事項を条例で定めて公共下水道施設が十分にその機能を果たせるよう十日町市下水道条例を定めました。

そこで、この条例の概要をお知らせし、市民のみなさんのご理解とご協力をお願いしたいと思います。

### ◎排水設備についての主な規定

- ①排水設備を設置するときは、公共下水道の施設の機能を妨げたり、損傷しない場所及び実施方法で公共下水道のマスその他の排水施設に固着させること。
- ②汚水を排除する管渠は暗渠とし、その起点、集合点、屈曲点等には接続マス又はマンホールを設けること。
- ③炊事場、浴室等の排水場所には、容易に検査及び清掃ができる構造のトラップ及びごみの流入を防止するためのストレーナを設けること。
- ④排水設備は堅固で耐久力を有する構造とし、耐水性の材料で造り、漏水を最小限のものとする措置を講ずること。
- ⑤水洗便所は、し尿を公共下水道に完全に排除することができるのに十分な水量と水圧で、汚水を流入することができる構造とすること。
- ⑥水洗便所は、トラップにより防臭装置をすること。トラップは大便秘器及び兼用便器にあっては、内径75mm以上、小便器は内径30mm以上とすること。
- ⑦便器その他の材料は耐酸性のものを使用すること。

### ◎排水設備等の計画の確認及び工事についての主な規定

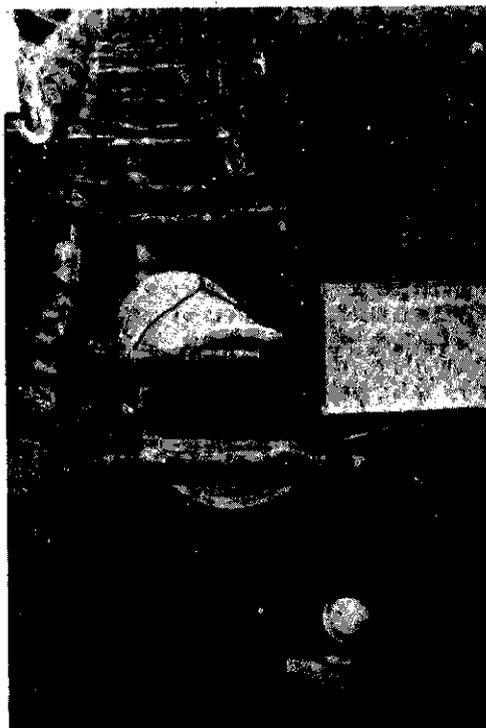
- ①排水設備等を新設しようとする場合は、申請書など必要書類を市長に提出し、その計画が法令の規定に適合するものであることについて確認を受け、工事が終了したときはその旨届け出ること。
- ②排水設備等の工事は、市長の指定を受けた業者が行うこと。
- ③取付マスを2人以上の共同で使用する場合は、代表者を選定して届け出、共同の場合は代表者が、単独の場合は設置義務者が維持管理を行うこと。

### ◎公共下水道の使用についての主な規定

- ①公共下水道の使用を開始しようとするとき、または休止、廃止、使用の再開をしようとするときは、その旨を届け出ること。
- ②し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれを行うこと。
- ③特定事業場から汚水を排除して公共下水道を使用する場合は、条例に定める基準に適合しない水質の汚水を排除することはできない。
- ④条例に定める基準に適合しない汚水を排除して公共下水道を使用する場合は、除害施設を設けること。

### ◎行為及び占用の許可について

公共下水道の敷地並びに施設に工作物その他の物件を設ける等の行為をしようとする場合には、市長の許可を受けなければならない。この場合には、占用料を納付すること。



### ◎監督処分について

この条例に基づく規定に違反した場合及び許可条件に違反した場合等には、その許可の取消し、行為又は工事の中止、使用制限、使用禁止、その他必要な措置を命ずることがある。

### ◎罰 則

みだりに排水設備等の工事を実施した場合、その他この条例に違反した場合には、法令及びこの条例による罰則が適用される。

この下水道条例についての詳細や十日町市排水設備等指定工事業者規程についての問い合わせは市役所下水道課☎7-3111番内線258へ。なお、この条例は昭和53年2月15日公布施行ですが、公共下水道の使用は終末処理場の完成後となります。

# 円高対策法を公布施行

国は、昭和五十二年六月以降の円相場の高騰により、輸出が減少する等の影響を受けている中小企業者の経営安定を図るため、五十三年二月十四日円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法(円高対策法)を公布施行しました。

この法律の主な内容は、つぎのとおりです。円高により影響を受けている企業は、この法律による措置を十分活用して下さい。なお、詳細は商工課へ。

## 対象中小企業者が受けられる措置

◎国民金融公庫、中小企業金融

①中小企業者転換融資 県から転換計画の認定を受けた場合は、つぎの転換資金が借りられます。

金利／五・五％ 貸付期間／十年以内 据置期間／二年以内

②中小企業者転換融資 県から転換計画の認定を受けた場合は、つぎの転換資金が借りられます。

金利／五・五％ 貸付期間／十年以内 据置期間／二年以内

③中小企業者転換融資 県から転換計画の認定を受けた場合は、つぎの転換資金が借りられます。

金利／五・五％ 貸付期間／十年以内 据置期間／二年以内

④中小企業者転換融資 県から転換計画の認定を受けた場合は、つぎの転換資金が借りられます。

金利／五・五％ 貸付期間／十年以内 据置期間／二年以内

⑤中小企業者転換融資 県から転換計画の認定を受けた場合は、つぎの転換資金が借りられます。

金利／五・五％ 貸付期間／十年以内 据置期間／二年以内

⑥中小企業者転換融資 県から転換計画の認定を受けた場合は、つぎの転換資金が借りられます。

金利／五・五％ 貸付期間／十年以内 据置期間／二年以内

⑦中小企業者転換融資 県から転換計画の認定を受けた場合は、つぎの転換資金が借りられます。

金利／五・五％ 貸付期間／十年以内 据置期間／二年以内

⑧中小企業者転換融資 県から転換計画の認定を受けた場合は、つぎの転換資金が借りられます。

金利／五・五％ 貸付期間／十年以内 据置期間／二年以内

⑨中小企業者転換融資 県から転換計画の認定を受けた場合は、つぎの転換資金が借りられます。

金利／五・五％ 貸付期間／十年以内 据置期間／二年以内

⑩中小企業者転換融資 県から転換計画の認定を受けた場合は、つぎの転換資金が借りられます。

金利／五・五％ 貸付期間／十年以内 据置期間／二年以内

⑪中小企業者転換融資 県から転換計画の認定を受けた場合は、つぎの転換資金が借りられます。

金利／五・五％ 貸付期間／十年以内 据置期間／二年以内

⑫中小企業者転換融資 県から転換計画の認定を受けた場合は、つぎの転換資金が借りられます。

金利／五・五％ 貸付期間／十年以内 据置期間／二年以内

⑬中小企業者転換融資 県から転換計画の認定を受けた場合は、つぎの転換資金が借りられます。

金利／五・五％ 貸付期間／十年以内 据置期間／二年以内

⑭中小企業者転換融資 県から転換計画の認定を受けた場合は、つぎの転換資金が借りられます。

金利／五・五％ 貸付期間／十年以内 据置期間／二年以内

⑮中小企業者転換融資 県から転換計画の認定を受けた場合は、つぎの転換資金が借りられます。

金利／五・五％ 貸付期間／十年以内 据置期間／二年以内

⑯中小企業者転換融資 県から転換計画の認定を受けた場合は、つぎの転換資金が借りられます。

金利／五・五％ 貸付期間／十年以内 据置期間／二年以内

内 貸付限度は中小公庫一億六千万円、国民公庫千八百万円 取扱期間は五十四年十二月三十一日まで

◎中小企業設備近代化資金の償還期間の延長 五十二年二月十四日以降に到来する定期償還分について、償還が困難と認められる企業には三年の範囲内で延長が認められます。なお、県では中小企業設備合理化資金についても同じ取扱を行います。

◎中小企業信用保険の特例 保険限度額の別なく(特別小口保険二百五十万円、無担保保険八百万円、普通保険五千万円)設定が行われますが、この取扱いは五十四年二月三日までです。

◎課税の特例

①所得税・法人税・純損失又は欠損金の繰戻しによる還付の特

例措置として、繰戻しの期間が前一年から前三年に拡大されます。(詳細は税務署へ)

②住民税・事業税・純損失又は欠損金の繰越し控除期間の特例措置として、繰越し控除のできる期間が五年(個人三年)から七年(個人五年)に拡大されます。

確定申告を間違えたときは

所得税の確定申告書を提出した後で、申告した金額に間違いのあることに気付いた人は、正しい金額に訂正することができます。

◎少なく申告したとき

所得や税額の計算を間違えたため、納めるべき税金が少なかったり、還付を受けた税金が多かったときは、なるべく早く正しい金額に訂正するための「修正申告書」を提出し、その差額

## 新潟県内の最低賃金

卸売業・小売業	一日二千四百円 一時間 三百円
食料品製造業	一日二千四百円 一時間 三百円
繊維産業	一日二千三百二十円 一時間 二百九十円
木材・木製品・家具・装備品製造業	一日二千六百円 一時間 三百二十五円
機械・金属製品等製造業及び自動車整備業	一日二千五百円 一時間 三百十七円

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対しては、次の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。卸売業・小売業 一日二千四百円 一時間 三百円

出版・印刷・同関連産業 一日二千六百二十円 一時間 三百二十八円  
繊維産業 一日二千三百二十円 一時間 二百九十円  
木材・木製品・家具・装備品製造業 一日二千六百円 一時間 三百二十五円  
機械・金属製品等製造業及び自動車整備業 一日二千五百円 一時間 三百十七円

を納めてください。  
◎納め過ぎたとき  
所得や税額の計算を間違えて税金を納め過ぎていたり、還付を受けた税額が少ないことがあったときは、来年の三月十五日までの間に、正しい金額に訂正するための「更正の請求」をすることが出来ます。

及び「更正の請求書」の用紙は税務署に用意してあります。  
KANKAN  
キャンペーンを  
実施!  
郵便貯金は、皆さんの日常生活の安定と財産づくりを通じて豊かな生活設計を願っています。花を愛する心を通じて豊かな自然を育てることも郵便貯金の願いです。  
郵便局では、四月一日から、いっせいに窓口でのフラワープレゼントを実施し、郵便局をご利用の皆さんに花のタネ(アスターや松葉ボタンなど)を差し上げます。  
あなたの花壇を、あなたの郷土を郵便貯金の花で飾ってください。

## 市議会の動き 鑑島小学校改築事業等を審議

新年を迎え、去る2月8日第1回市議会臨時会が開催されました。また、3月6日から第1回市議会定例会が開かれています。

今回は、この2つの市議会の審議内容及び現在審議されている主な案件についてお知らせします。

■第1回市議会臨時会  
継続審査2議案(下水道条例等)を含め4議案が審議され、それぞれ原案どおり議決されました。

●昭和52年度一般会計補正予算 歳入歳出ともに3,100万9千円を追加して、総額61億670万2千円となりました。

これは来年度に予定していた鑑島小学校改築事業を今年度に繰上げ、今年度と来年度の2ヵ年連続で工事を行うことになったため、総事業費は7,750万円、うち今年度は工事請負費等3,100万9千円となっています。

●下水道条例を議決 2月15日から施行  
■第1回市議会定例会

32議案を審議中ですが、主な議案は昭和53年度一般会計特別会計予算案のほか、昭和52年度一般会計・特別会計補正予算、市道の認定について、市特別職の職員の給与条例の一部改正条例、市議会議員の報酬及び費用弁償条例の一部改正条例、市営住宅条例の一部改正条例、へき地保育所条例の一部改正条例、防音管理センター設置条例、固定資産評価審査委員会委員の選任について等です。

昭和53年度一般会計予算案では、歳入歳出とも総額62億5,600万円で、前年度当初予算に比べ7.9%増となっています。なお、詳細については、市報とおかまち4月10日号でお知らせします。また、昭和52年度一般会計補正予算は歳入歳出とも3,253万4千円を追加して総額61億3,923万6千円となりました。

歳出の主なものは、総務管理費(一般管理費等)道路橋梁費(建物移転等補償料、国県道改良工事負担金追加等)学校建設費(十日町小・水沢小用地買収費等)等です。また、10名の議員が一般質問を行います。

確定申告を間違えたときは  
所得税の確定申告書を提出した後で、申告した金額に間違いのあることに気付いた人は、正しい金額に訂正することができます。



たばこは地元で購入を...

たばこに税金がかかっているのは皆さんご存知ですが、このうち都道府県や市区町村に納められて、公共施設の建設などに使われていることをご存知の方は意外に少ないようです。

これは「たばこ消費税」と呼ばれていますが、たばこが売れた自治体の税収収入になります。地元で買えばそれだけ財政がうるおうということになります。

昭和29年に実施して以来、このたばこ消費税は地方自治体の重要な財源として道路や学校、あるいは住民サービスなどに幅広く使われて皆さんの生活環境づくりに寄与しています。



# 春一番は交通事故防止から

山間部にはまだ残雪があり、すがすがしい冬もようやく終り春一番のシーズンです。

冬ごもりしていた人も車もいっせいに活動を始めます。しかし雪国の道路は、路面の磨耗損傷がはげしく、横断歩道や追越し禁止の標示は、その面影も残さず、ガードレールの取付けも完全でなく交通環境はいたって悪くなっています。

市としても関係機関の協力を得て早急に良好な道路交通環境の実現に努めています。特につぎの点に注意し、事故の被害に合わないよう、また起きないようにしましょう。

《歩行者・自転車利用者は》  
横断は安全を確かめて、車道



出稼ぎ者と記念撮影(東京)

## 市農委が出稼ぎ先を訪問

冬場、家族のもとを離れて県外へ出稼ぎに行かれる方は、市内に約7百人おられます。

市農業委員会では、毎年出稼ぎ就労先訪問を実施してきましたが、ことしは、去る2月25日から4日間、稲熊収入役ほか2名の職員が東京・千葉方面に就労している出稼ぎ者を訪問し、ふるさとの話題、営農対策、生産調整、安全就労などについて、懇談してきました。

飲酒運転防止の鉄則を守りましょう。

《「とび出し」 道路横断》  
に雪がなくなると車はスピードを出しがちです。横断歩道を渡るよう心掛けるとともに、道路を横断するときは左右の安全をよく確かめましょう。

《自動車運転者は》  
夜間はスピードを控え目に、前方をよく見ながらゆずり合いの気持ちで運転しましょう。

## 犬の登録と注射のお知らせ

昭和五十三年犬の登録と注射を四月四日、六日に実施しますので必ず受けて下さい。(詳細は三月二十五日発行の市報お知らせ版に掲載します)



なお、犬の放し飼いによる苦情が多くなっていますので、犬は必ずつないで飼って下さい。

## 農業用軽油免税証を交付

農業用軽油にかかる免税証の交付を下記のとおりに行います。

## 固定資産税の納期

- 第一期 四月十七日から五月一日まで
- 第二期 七月十七日から同月三十一日まで
- 第三期 九月十六日から同月三十日まで
- 第四期 十一月十六日から同月三十日まで

該当される方は、忘れずに受けて下さい。

交付日時 三月二十七日(月)午前十時～午後三時まで  
交付場所 十日町財務事務所(妻有町西二総合庁舎内)

必要書類 ■ 印鑑(共同申請の場合は、全員の印鑑が必要)  
■ 免税軽油使用者証(耕作面積証明書(市農業委員会)で証明を受けて下さい) ■ 使用機械の証明書(所有証明、借用証明) または納品書等の写(機械の製作所名、名称、型式、馬力、燃料消費量等記入する必要がある)ので、カタログを持参して下さい

その他 申請用紙は十日町財務事務所にあります。不明の点は市農林課または十日町財務事務所へお問い合わせ下さい。

**くみとり料金が改定されます**

四月一日から、し尿のくみとり料金が十リットル当たり三十六円(現在は三十二円)になります。

## 国民年金が昭和三十四年に生まれ、国民皆年金

から今年で十九年目を迎えました。現在国民年金には日本の全人口の四分の一にあたる二千六百四十六万人もの大勢の人々が加入しています。

一方、お年寄りに支給されている老齢年金については、お年寄りの八十二%が年金を受けており、これらのみなさんには総額八千七百四十九億円もの年金を支給して、老後の生活を支えています。

それにより、加入者が納めた保険料は、将来、年金を支払うときの財源(年金積立金)として一たん、大蔵省の資金運用部に預けられます。

この年金積立金は、加入者や受給者、地域のみなさんの福祉の向上を図るため生活資金や住宅建築資金の貸付け、あるいは市町村などに対して病院、

下桑地区公民館



関浅瀬水配水池

保育所・老人ホーム・体育館・簡易水道などの公共福祉施設の建設資金の融資も行っています。当市でも、年金積立金の融資をうけて市民会館などが建てられ、広く利用されています。

このように国民年金は、ただ単に老後や万一のときに年金を支給するばかりでなく、わたしたちの社会をより住みよくするために大いに役立っている制度です。

高齢化社会を迎えて、より充実した国民年金にするには、わたしたちひとりひとりの理解と相互協力が必要と言えましょう。

**有利な前納制度のご利用を**  
国民年金の保険料を納付する方法として、地域の年金委員が集金する方法のほかに、一半分の保険料を一括して納める前納制度があります。この前納制度を利用されると、五分五厘の割引があり大変有利となっています。手続きは、三月末日までに市

信濃川運動公園 テニスコート



# 鉢の石仏

## 市文化財に指定

市教育委員会は、文化財調査審議会の答申にもとづき、去る一月二十七日、「鉢の石仏」を十日町市文化財(史跡)に指定しました。

市の文化財は、今回の指定を加えて、史跡四、書籍一、工芸品一、天然記念物二、民俗芸能一の九件となりました。

### 鉢の石仏

市街地から南西へ約十キロ行くと鉢部落に着きます。この部落の一番奥に、松や杉の大木がこんもりと茂った森があり、この森の中に二百に近いものもろ

の神仏が石に刻まれ、さまざまな形で祀られています。

ここが通称「鉢の石仏」と呼ばれて、広く近隣にその名を知られている神仏混合の霊地です。

境内地は約一万平方メートルあり、その中に本尊、十三仏、天燈の石、十六羅漢、百庚申、記並銘碑、十三仏供養塔、竜天塚と竜天池、中山富士、照利庵その他の社塔や石像があります。

この石仏ができたのは、今から約二百年前と推定され、その発端は伝説的です。

泉州(大阪府和泉市)の曹洞宗小林山別格隆源寺の六世住職であった、高僧明屋有照(みやうおくゆうしよ)禪師が、衆生済度の巡錫(めぐり)の旅の途中、鉢部落のはずれの森の中で野宿をしました。その時、折しも空



△十六羅漢

一万人を起えたといわれています。開山の発端になった「天燈」がどうして起こったのか。その科学性に疑問をもつ向きもありますが、実際に天燈をみたという人は十指に余り、現在も石仏信仰のよりどころとして地域民の心の中に生きています。

今、石仏の社そうに行ってみますと、二百に近い石塔や石仏、開山の時に植えたといわれる老松、田村杉と呼ばれる大杉を含めて丈余をはかる三十余本の大杉があり、他の植物群とも調和して民間信仰の霊地にふさわしい景観をなしています。

保存管理は、いしほとけ保存会があたり、春秋の手入れをはじめ、こまめに整備されて境内地はいつも整然としています。市内外からこの地を訪れる人

## 青少年ホームで豊かな教養を

### 教養講座第一期生募集

青少年ホームは、休日や余暇を有意義に過ごしていただくための施設で、市内に働く十五歳から二十五歳までの青少年であらばどなたでも無料で利用できます。

また、皆さんの教養の場として、つぎのとおり五十三年度青少年ホーム教養講座第一期生を募集しています。仲間を誘い合って受講下さい。

開設期間 四月〜九月  
受講料 無料(教材実費のみ)  
開講式 四月三日(月)午後六時

は多く、無病息災、安産の神と貴重な史跡です。

## 学校施設を開放

利用申し込みは3月20日までに

社会体育の普及振興のため、つぎのとおり学校施設を学校教育に支障のない範囲で一般市民に開放します。

開放校 十日町中学校、南中学校、十日町小学校、西小学校、東小学校、中条小学校、水沢小学校、吉田小学校、下条小学校

開放場所	開放する日	開放時間
屋内運動場	休日・休業日	午前9時から午後5時まで
グラウンド	平日	午後6時から午後9時まで
利用者	5月から10月まで	時間は定めていませんが、従来通り各学校の判断で自主的に開放します。

利用者は原則として市内在住又は通勤する者が10人以上で構成する団体で、かつ責任者が明確な場合とする。申し込み方法 利用団体は、所定の申し込み書を、教育委員会社会教育課に三月二十日までに提出すること。

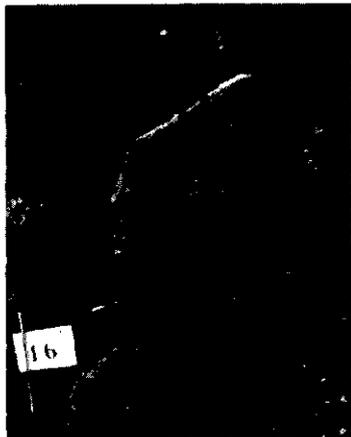
講座名	曜日	教材費	講師
茶道	毎週月曜日	1,000円	徳永久美子先生
花道	毎月第一・三木曜日	1,200円	太田千代子先生
きもの着付	毎週火曜日	3,000円	田村恭子先生
料理	毎月第一・二・三木曜日	1,200円	高梨泰子先生



申し込み方法 青少年ホーム備で申し込んで下さい。申し込み期限 三月二十八日(火)締切り期限



▽百庚申の一つ



その工事は、寛延三年(一七五〇年)から宝曆十二年までの十三年間の長きに及び、鉢部落をはじめ隣接の村々の人達の寄進や労力奉仕によって建立され、たずさわった石工、人工、人足の数は

### 青年大学講座

# 青年の生き方

「しらけ」の時代も終わった…… キドリもポーズも捨てて今の生活を考えてみてください。

満足してますか?—— とても満足? 不満? それとも——

「まあまあ。でも何か足りない。」そんなふうに思っているとしたら、ここでもう一度みつめてください。あなたを取りまく現実を、仲間を、——そしてあなたの心の中を。

この講座は、そうしたあなたが「何か」に出あう…… そのてだすけになるかもしれません。

3月14日 (火)	青年バラバラ時代 ・頼りにされない青年 ・テレビ、ステレオ、マンガ ——1人でできるものばかり	新潟大学助教授 吉川 弘
3月17日 (金)	不安と挫折 ・不安の正体 ・自分をみつける。	新潟大学教授 前田 幹
3月23日 (木)	出あいからはじめての仲間が ・新しい生き方 ・互いに学ぶということ	県立青少年研修 センター指導員 松田 鉄夫

●夜7時～9時 ●十日町市公民館(本館)講堂

●受講料はいりません。

●申込は当日までに公民館(本館・地区館)に。

電話(7-5011)でも可。

## 二十歳の記録 原稿募集!

成人おめでとうございます。

昭和五十三年成人式は、五月十四日(日)に市民体育館で行います。これに伴い、公民館ではつきぎのとおり成人式記念文集「二十歳の記録」の原稿を募集しています。

①わたしの青春 ②わたしの仲間 ③いま職場(学校)で考へること ④親から学んだこと ⑤わたしの恋愛・結婚観 ⑥初めて選挙権を得て ⑦わたしの職業 ⑧わたしの郷土を考へる ⑨わたしの訴えたいこと ⑩わたしの生きたら ⑪わたしの余暇 ⑫詩

書き方 ①自分の立場・体験・意見

宛先 十日町市公民館(二十歳の記録)係



バザーで大活躍

## たのしくまなび

### 明るい仲間づくりを

#### 川治青年講座

きょうは木曜日、五時半頃に先生の説明を聞き、いよいよ実習にかかります。みんなで協力し合いながら、本当に楽しそうにやっています。やがてできあがり。さあ、今日の結果はどうでしょう。時には失敗もありますが、夕食を食べずに、おながペコペコなので、そのおい

①学習をとおして家庭を考へる。②仲間づくりをする。③フルーツサラダ

- ① ロースト・ビーフ
- ② のっぺじる
- ③ フルーツサラダ

①学習をとおして家庭を考へる。②仲間づくりをする。③フルーツサラダ

現在二十一人ですが、その人により、盛花、投入、生花とありますが「資格」を取ることより、花をとおして「礼儀や心」を学ぶことに重点をおいています。

始まりは、当番の人が早く来て準備しますが、終りは全部一緒に、後片づけや掃除をします。自分がすんだからと、先に帰ってしまう人は一人もありません。

参加者は十六人で少しさみしいですが、それだけにまとまりもよく、仲間ができました。以上があらましですが、今年のは地区の文化祭に全員参加し、他の講座や、グループの人達と知り合うことができました。



活花コース

# 三種及び二種混合予防接種を実施

昭和五十三年度百日咳、ジフテリア、破傷風三種混合(二回目)及びジフテリア、破傷風二種混合予防接種を下記の日程により実施します。

該当事者 第二期(ジフテリア・破傷風二種混合) 昭和四十九年六月一日〜九月三十日までに行われた者 第一期(百日咳・ジフテリア・破傷風三種混合) 昭和四十九年十月一日〜五十一年四月一日までに生れた者で、前回一回目接種を受けた者と、未実施者

※第一期は三回接種で完了となりますが、最低二回接種を受ける事で完了とみなします。第二期は、第一期完了の翌年

実施地区名	月	日	受付時間	実施会場
十日町全区	4月	3日(月)	午後1時40分〜2時20分	勤労青少年ホーム
新座・大井田	4月	4日(火)	午後1時30分〜2時	下条公民館
高田町四・土丁目	4月	5日(水)	午後1時40分〜2時20分	川治公民館
下条全区	4月	7日(金)	午後1時40分〜2時20分	中条公民館
川治(高田町四・五除)全区	4月	6日(木)	午後1時40分〜2時20分	水沢出張所
六箇全区	4月	6日(木)	午後2時〜2時30分	吉田出張所
吉田全区	4月	6日(木)	午後1時40分〜2時20分	中条公民館
中条全区	4月	6日(木)	午後1時40分〜2時20分	水沢出張所
水沢全区	4月	7日(金)	午後1時40分〜2時20分	水沢出張所

一回接種となりませ。接種前の注意 ■前日入浴をさ



清潔な肌着の着用を■接種日は体温測定を忘れずに。特に第一期該当事者はお子さんの体調に注意を■有熱者、病後衰弱の著しい者、その他医師が不適と認めた者は受けられません。■問診票は責任をもって正確に記入して下さい。

## かしこい消費者

### “ゆずりは。”を発行

新潟県消費者協会は、設立10周年を記念して、体験を生かした消費のしつけ“ゆずりは。”を発行しました。

これは、文庫本サイズで、消費者教育の第一歩としての「家庭における消費のしつけ」の体験をもとに、200頁にわたってまとめあげたものです。

価格は一冊400円です。ご希望の方は市商工課内消費者協会事務局までお申し込み下さい。



このため、ことし最初の年金

いままで福祉年金の支払い月は、一月、五月、九月となっていました。改正で四月、八月、十二月に変更されたことにより、年金の支払いは一カ月づつ繰上がりま

## 雪による被害状況を お知らせ下さい

今冬も昨冬同様ドカ雪型の豪雪となり、家屋等の被害が発生したところが多数あるものと思われます。市雪害対策室では、この雪による被害状況をまとめています。調査の資料収集は、市政事務嘱託員を通じて行いますので、家屋の倒壊、破損、浸水、人身事故などが発生した世帯は、3月24日までに被害状況を嘱託員にお知らせ下さい。

## 4月に福祉年金が支払われます

**ご存知ですか**

**総務課**

総務課で扱っている仕事の内容は、次のようになっています。

秘書係 秘書・渉外・儀式及びほう賞に関すること。

職員係 市職員の人事・給与研修・職員団体など職員の福利厚生・特別職に伴なう事務等。

は四月一日から支払われますので、忘れずに受けとってください。

**寄付ありがとうございます**

社会福祉事業へ

- ▼渡辺春吉……文房具(鉛筆 二十二ダース、ノート六十冊)
- ▼十日町地区同盟青年婦人会議……九万四千八百七十二円
- ▼重野芳蔵……一万五千五百五十円
- ▼小海一良……三万円(香典返し)
- ▼中央クラブ(島田道夫会長)……八千三百三十円
- ▼童車会……七万三千二百円

○長かった冬も、ようやく春を告げ、春に一步近づいているようです。

○今冬の最高積雪は、二月二十四日観測の市街地三百九cm、市内最高(塩之又)四百四十五cmというものです。これからの毎日は、市役所も市民も冬の後始末に精を出さなければなりません。

○市議会第一回定例会は、三月六日から開催されています。この議会は、別名予算議会とも呼ばれ、五十三年度の予算が審議されます。全国的な不況のなか市税収入もまた伸び悩み、苦しい台所ですが、一般経常費を極力抑え、建設事業の推進を図っております。詳細は、四月十日号でお知らせしたいと思います。